



有害物質から子供を守る会ネットワーク

会報 No.3 2019/1/4

食品、商品の安全性をどう調べるか？

『週刊金曜日』という雑誌の連載記事「買ってはいけない」が約20年前、『買ってはいけない』（1999/5）という単行本になり、出版された。本屋の店頭に小山のように積まれて売られた。これに対抗して、『「買ってはいけない」は買ってはいけない』（1999/10）、『「買ってはいけない」は嘘である』（1999/10）、『本当に「買ってはいけない」か!?!』（1999/11）がその年に出版された。週刊金曜日はその後、『買ってはいけない Part2』（2002/11）、『新・買ってはいけない2006』、『新買ってはいけない④』（2007/1）、『新買ってはいけない⑤』（2008/1）を出版した。ここまでは小生は対抗本を含めて持っている。そのあとも週刊金曜日は『買ってはいけない⑩』（2014/1）まで出版し、連載を今も続けている。

上記の本を読み返してみた。一方は「危険・買うな」と言い、他方は「安全・買っていい」という。長い目で見ると、論争がいまだに続いている商品・化学物質があり、熱が冷めたものもあり、この長い年月の筆者たちの生きざまも見える。どちら側も研究報告を判断材料にしているので、研究報告のどれを信用すべきか、どの程度、実生活に影響があるかを考えるという話になる。今回、有害物質の判断の基準をどこで得て、どう判断するかをまとめました。皆様のご批判、修正・追加もお願いします。

<研究報告の信ぴょう性は後者ほど高い>

試験管内や実験動物の研究<ヒトにおける研究<学会発表<論文報告<後ろ向きコホート研究<症例対照研究<前向きコホート研究<無作為割付臨床研究（=RCT。ランダム化、目隠し法が必須）<システマティック・レビュー（RCTを集めて評価）

（コホートとは古代ローマにおける歩兵隊の単位で、比較研究の集団を意味します。ランダム化とは比較試験の前提として、各グループが平等条件になるようにすること。目隠し法が必要な理由は、表面的な結果・有効性が、「本当の有効性+自然経過+期待効果+誤差」として修飾されて現れ、このうち特に、期待効果を避けるために必須です。）

<文献検索・Pub Med, Cochran>

インターネット検索で、「テーマ名」を入力すれば、Wikipediaなどで概要を知ることができる。物質であれば、その名前と危険性とを併記して検索すれば瞬時に情報が得られる。研究報告であれば「Pub Med」で著者名やテーマ名や雑誌名を入れれば、研究論文が容易に見つかる。要約だけのことが多いが、Googleで正確な論文名、著者名や雑誌名を入れると、論文の全文が入手できることが多い。システマティックレビューも「Cochrane」のHPで薬品名や治療法などを入力すると、すでであれば、要約が無料で読める。

<産業医学・化学物質>

秋田大学の村田勝敬教授（環境保健学）の産業医学の講義を平成27年末に聞いた。その冒頭で、「職場で用いられている化学物質は約6万種、わが国だけで毎年1000種が新規に届けられている。これまでのような個別の法規制による管理や予防は不可能な状況にあり、事業主による自主的な管理が必要とされる。」「危険性・有害性の調査、および必要な措置が事業主の努力義務となり、有害物質暴露作業報告が必要となった。」

・SDS（Safety Data sheet）：産業界でよく使われる既存の640物質については、安全データシートがあり、業者はユーザー業者に最新のSDSを提供し、ユーザー業者は作業者に周知する

義務がある。職場では健康診断、取り扱う化学物質によっては特殊健康診断が、作業員の採用時と定期的に行われる。

<発がん性・IARC>

代表的な化学物質について、WHOの下部機関IARCが発がん性の程度を分類している。グループ1（人に発がん性あり）、2A（人に発がん性の可能性が高い）、2B（人にその可能性がある）、3（判断が下せない）、4（発がん性がないと言える）と5段階の分類である。IARCは情報収集と専門家による判断会議を公開で行っている。（しかし不可解な判定がある。）

<コホート研究、疫学>

多要素が混在するような状態における各要素の意義についてはコホート研究や疫学的手法が使われる。医薬品の服用の有無、生活習慣、大気汚染などが、病気の発生や寿命に与える影響について、現在でも多くの研究が行われている。ただ相関関係と因果関係が誤解されたり、途中で企業や研究者に不利な結果が出でそうになると中止になる場合がある。また寿命への影響が最重要で、特定の病気の発生率が減少しても、寿命が短くなつては意味がない。調査に長い年月がかかる。

<医薬品・添付文書>

医師が医薬品を患者さんに処方する時には、その添付文書を読んで（熟知して）処方する義務がある。添付文書には効能効果のほかに害作用についてもかなり詳しく書いてある。これもインターネットで入手できる。しかし過去のすべての薬害が許認可を受けた上で使用され、発生し、対処が常に後手になったことは事実である。

<許認可・専門家会議>

食品添加物や日用品に使われている化学物質については、許認可制がとられている。専門家の会議で許認可や使用条件を決定されるのは医薬品と同じである。しかし専門家が企業から利益供与を受けていれば、中立性が保てない。これを利益相反といい、これを避けるため、企業からの資金提供とその額を提示させる必要がある。

<胎児毒性・脳神経発達毒性、発がん性>

動物実験で無毒性量(NOEL)や最小毒性量(LOEL)が求められ、それらからヒトの1日許容使用量などが決められる。しかし実験動物で使われるのは成熟動物で、子供の動物や胎児に対する毒性、例えば催奇形性や脳神経発達毒性は成熟動物では分からない。

<単行本、消費者団体からの情報>

化学物質の有害性を問題にした本や定期の刊行物は少ないが存在する。問題のテーマが企業の利益に反することが多いため、わずかな学者や団体が自分らの利益にならない事で、読者の為に訴えている意見こそ、耳を傾けるべきだ。また自分自身でも両サイドの立場の新しい情報を得て、判断すべきだと思う。

<感想>庶民が新商品に接する最初は、テレビ広告である。特にサプリメントは税金を使わないので、規制は緩い。企業は莫大なお金を払って、専門家やタレント、スポーツ選手を使って、有害だったり、大した効能もない商品の購買を煽る。広告に出る「白衣を着た売人」のほとんどは墮落した研究者と言っていると思う。情報は現在、インターネットで無限に入手可能で素晴らしい時代になったとも言える。（文責：加藤純二）